（大臣官房秘書課付）農林水産事務官　髙橋　仁志
大臣官房総務課報道室長に配置換する
（大臣官房政策課調査官）同　中　裕伸
大臣官房国際部国際政策課対外政策調整室長に配置換する
（農村振興局整備部農地資源課農地・水保全管理室長）農林水産技官　佐藤　具揮
農村振興局整備部設計課計画調整室長に配置換する
（大臣官房政策課調査官）同　横井　績
農村振興局整備部農地資源課農地・水保全管理室長に配置換する
（農村振興局整備部付）同　廣瀬　峰生
東北農政局津軽農業水利事務所長に配置換する
（中国四国農政局経営・事業支援部次長）農林水産事務官　厨　秀俊
関東農政局農村計画部長に昇任させる
独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構生物系特定産業技術研究支援センター新技術開発部審議役　近藤　浩
農林水産事務官（東海農政局消費・安全部長）に採用する
（東北農政局津軽農業水利事務所長）農林水産技官　川端　正一
農村振興局整備部付に配置換する
農林水産事務次官　町田　勝弘
農林水産審議官（農林水産省消費・安全局長）　髙橋　博
農林水産事務官（大臣官房付）農林水産事務官　岡島　敦子
（生産局付）農林水産技官　栗本　あや子
辞職を承認する（各通）（以上九月十一日）

林野庁

（厚生労働省大臣官房審議官）　篠田　幸昌
農林水産事務官（林野庁次長）に昇任させる
（大臣官房付）農林水産事務官　佐藤　正
林野庁林政部企画課長に昇任させる
（林野庁林政部企画課長）同　安東　隆
農林水産省に出向させる（以上九月十一日）

水産庁

（大臣官房付）農林水産事務官　須藤　徳之
水産庁資源管理部長に昇任させる
（水産庁資源管理部長）同　髙島　泉
厚生労働省に出向させる（以上九月十一日）

海上保安庁

（海洋情報部企画課長）海上保安官　露木　伸宏
国土交通省に出向させる
（防衛省装備施設本部総務課長）防衛事務官　城戸　謙憲
海上保安官（海洋情報部企画課長）に転任させる
一等海上保安監を命ずる
（装備技術部船舶課長）海上保安官　浅野　富夫
辞職を承認する（以上九月十日）
（総務部政務課長）海上保安官　東井　芳隆
国土交通省に出向させる
（国土交通省港湾局港湾経済課長）国土交通事務官　永松　健次
海上保安官（総務部政務課長）に転任させる
一等海上保安監を命ずる
（日本小型船舶検査機構）　山﨑　壽久
海上保安官（装備技術部船舶課長）に採用する
一等海上保安監を命ずる（以上九月十一日）

最高裁判所

名古屋簡易裁判所判事　阿部　昭彦
名護簡易裁判所判事に補する（九月十一日）
○定年退官
簡易裁判所判事稲葉耶季は九月十日限り定年退官

皇室事項

行啓

皇后陛下は、九月十三日午後七時十七分御出門、難民を助ける会チャリティコンサート「忘れないで三・一一　―震災から五百五十三日目に贈るコンサート―」を御鑑賞のため、サントリーホール（港区）へ行啓、同十時四分還啓になった。

御祝電

天皇陛下は、九月十六日メキシコ国の独立記念日につき、同月十四日同国大統領閣下へ御祝電を発せられた。
天皇陛下は、九月十八日チリ国の国祭日につき、同月十四日同国大統領閣下へ御祝電を発せられた。

官庁報告

労　働

労働保険審査官及び労働保険審査会法第5条の規定に基づく関係事業主を代表する者の候補者の推薦について

今般、富山労働局の関係事業主を代表する者子吉豊の辞任の申出に伴い、労働保険審査官及び労働保険審査会法（昭和31年法律第126号）第5条及び同法施行令（昭和31年政令第248号）第2条第1項の規定に基づき、補欠の関係事業主を代表する者を指名いたしたいので、資格がある事業主の団体は、下記により関係事業主を代表する者の候補者を推薦されたい。
平成24年9月19日
厚生労働大臣　小宮山洋子
記
1　推薦資格　労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和44年法律第84号）第3条に規定する労災保険に係る労働保険の保険関係の成立している事業の事業主の加入している事業主の団体であって、富山労働局の管轄区域内に組織を有するものであること。
2　推薦手続　推薦に当たっては、別紙様式による推薦書の正本及び副本に候補者の履歴書2部を添えて提出すること。
3　推薦締切日　平成24年9月28日
4　推薦書及び添付書類提出先　富山労働局労働基準部労災補償課
様式

平成　年　月　日
厚生労働大臣　殿
団体名及びその代表者名　印

参与候補者の推薦について
労働保険審査官及び労働保険審査会法第5条の規定に基づく関係事業主を代表する者の候補者として、次の者を推薦します。

氏　名	年齢	所属団体名及びその地位	略歴	備　考

（注）1　所属団体名及びその地位の欄には、その所属する団体及びその地位が二つ以上ある場合は、その全部を列挙して記入する。
2　略歴の欄には、被推薦者の所属し、又は所属していた団体における略歴を記入すること。

最低賃金の改正決定に関する公示

宮城労働局最低賃金公示第1号
最低賃金法（昭和34年法律第137号）第12条の規定に基づき、宮城県最低賃金（昭和55年宮城労働基準局最低賃金公示第1号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第14条第1項の規定により公示する。
平成24年9月19日
宮城労働局長　落合　淳一
第4号中「1時間675円」を「1時間685円」に改める。

徳島労働局最低賃金公示第1号
最低賃金法（昭和34年法律第137号）第12条の規定に基づき、徳島県最低賃金（昭和55年徳島労働基準局最低賃金公示第1号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第14条第1項の規定により公示する。
平成24年9月19日
徳島労働局長　西井　裕樹
第4号中「1時間647円」を「1時間654円」に改める。

公　聴　会

一般ガス供給約款の変更の認可に係る公聴会の開催

ガス事業法施行規則（昭和四十五年通商産業省令第九十七号）第百十五条第一項の規定に基づき、件名、公聴会の期日及び場所並びに事案の要旨を次のように告示する。
平成二十四年九月十九日
北海道経済産業局長　増子　誉一
一　件名
1　岩見沢ガス株式会社申請の一般ガス供給約款の変更の認可に係る公聴会
2　釧路ガス株式会社申請の一般ガス供給約款の変更の認可に係る公聴会
二　期日
1　前号の1の事案　平成二十四年十月十一日
午後二時から
2　前号の2の事案　平成二十四年十月十七日
午後三時から
三　場所
1　第一号の1の事案　岩見沢商工会議所第一会議室（岩見沢市一条西一丁目十六番一号）
2　第一号の2の事案　釧路市交流プラザさわら三階小ホール（釧路市幸町九丁目一番地）
四　事案の要旨
1　第一号の1の事案　岩見沢ガス株式会社の一般ガス供給約款の変更（平成二十三年十二月十六日付でガス事業法に基づき認可を受けた一般ガス供給約款料金を平均六・十八％引き上げる）。